

英国及び欧州連合向け輸出水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の取扱要綱

1 目的

この要綱は、英国及び欧州連合の加盟国（以下「EU等」という。）向けに輸出される水産製品について、2008年9月29日付け「違法・無報告・無規制（IUU）漁業を防止し、抑止し、及び廃絶するための欧州共同体システムを確立する欧州連合理事会規則第1005／2008号」（以下「IUU漁業規則」という。）に則した漁獲証明書及び加工証明書（以下「漁獲証明書等」という。）を発給するため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく漁獲証明書等の発行等に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁船：営利目的による水産資源の採捕に使用される船舶及び当該採捕の付随行為（探索、集魚、漁獲物の保蔵又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これに準ずる行為をいう。）に使用される船舶（コンテナ船を除く。）をいう。
- (2) 小規模漁船：次のいずれかに該当する漁船をいう。
 - ア 牽引漁具（手動操作を伴う小型漁具（ネット・ホーラ、ライン・ホーラ等）を除く。以下この項において同じ。）を搭載していない全長12m未満の漁船
 - イ 牽引漁具を搭載している全長8m未満の漁船
 - ウ 甲板上に構造物（船橋、船室及び甲板室をいう。）がない漁船
 - エ 国際総トン数20トン未満の船舶又は日本国内総トン数12トン未満の漁船
- (3) 水産製品：商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（以下「HS条約」という。）の品目表の3類並びに1604及び1605に分類される全てのものをいう（製品形態（未加工品、加工品）や輸送方法の別は問わない。）。
- (4) 輸出者：EU等に水産製品を輸出しようとする者（第3国を経由してEU等に間接輸出をしようとする者も含む。）
- (5) 証明書：本要綱に基づく漁獲証明書及び加工証明書
- (6) 証明書発行機関：本要綱に基づき証明書を発行する機関
- (7) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (8) 積送品：一輸出者から一荷受人に同時に送られた水産製品又は一輸出者から一荷受人への発送に用いられる单一の運送書類によって取り扱われる水産製品をいう。
- (9) 旗国：漁船が登録され、かつ、当該漁船が国旗を掲げる権利を有する国又は地域をいう。
- (10) 原料種：漁船によって採捕された水産製品の原料種をいう。
- (11) 加工：(12)に規定する手続き規定の別紙EU-S1（以下「EU向け輸出水産食品の取扱要綱」という。）に基づき適合施設の認定を受けた陸上の施設又は加工船で行われる、原料種の切断、切り身加工、缶詰め、燻製、塩蔵、加熱調理、酢漬け、乾燥その他の方法による市場向けの水産製品の処理をいう。ただし、冷凍、梱包、鰓・内臓の除去等の原料種を漁獲した漁船上で行われる保存のための処理を除く。
- (12) 手続規程：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）
- (13) 一元的な輸出証明書発給システム：手続規定の別表1の別紙ZZ-01の農林水産省が設置する一元的な輸出証明書発給システム

3 証明書の発行対象

本要綱に基づき証明書を発行する対象となる水産製品は、以下を除くEU等に輸出する全ての水産製品とする。

- (1) 別紙1に掲げる水産製品
- (2) 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）が採用する保存措置10-05（2022）に規定するまじえらんあいなめ等（*Dissostichus*属のものに限る。）に関する漁獲証明書制度の対象となる水産製品
- (3) 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）が採用するICCAT勧告22-16に規定す

る ICCAT くろまぐろ漁獲証明書プログラム又はみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）が採用する第15回年次会合で採択され、第28回年次会合で改正されたCCSBT決議に規定されるCCSBT漁獲証明書制度の対象となる水産製品

4 証明書の種類

本要綱に基づき発行する証明書の種類は、我が国を旗国とする漁船によって採捕された原料種を用いた水産製品（当該原料種を用いて加工を行った水産製品を含む。）にあっては漁獲証明書、採捕を行った漁船の旗国にかかわらず我が国で加工を行った水産製品（以下「加工水産製品」という。）にあっては加工証明書とする。

5 証明書発行機関

- (1) 加工流通課及び別紙2により都道府県の所管漁業に関する漁獲証明書の証明書発行機関として登録された都道府県の水産担当部局とする。
- (2) 都道府県が証明書発行機関となる場合の手続きについては、本要綱に準じて、当該都道府県が策定するものとする。
- (3) 加工流通課は、漁獲証明書を発給するに際して、都道府県に対して当該都道府県の所管漁業に係る情報提供等の協力を要請することができるものとする。

6 証明書の発行

- (1) EU等に我が国を旗国とする漁船によって採捕された原料種を用いた水産製品（当該原料種を用いて加工を行った水産製品を含む。）を輸出する場合

輸出者は、積送品ごとに、別紙3及び別紙4並びに(4)のアの①から⑦までに掲げる発行申請に要する添付書類を添付した上で、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行うものとする。なお、証明書の発行手数料については、原則として同システムにより納付するものとする。ただし、同システムによる手数料納付が行えない等の不測の事態が生じた場合にあっては、手続規程第1の1の(2)に基づき手続規程の別添様式1に収入印紙を貼付し、他の申請書類とともに加工流通課に提出する。

なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで委任元の事業者との紐づけの登録をしていない者にあっては委任状（手続規程の別紙ZZ-01の3に規定する様式2）を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、同システムで当該紐づけの登録が完了している者にあっては農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに提出した委任状の写しを、加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。

- (2) (1)にかかわらず、我が国を旗国とする小規模漁船によって採捕され、かつ我が国の港に水揚げされた原料種を用いた水産製品（当該原料種を用いて加工を行った水産製品を含む。）を単一の積送品として輸出しようとする場合

輸出者は、積送品ごとに、別紙4及び別紙5並びに(4)のアの①から⑦までに掲げる発行申請に要する添付書類を添付した上で、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行うものとする。なお、証明書の発行手数料については、原則として同システムにより納付するものとする。ただし、同システムによる手数料納付が行えない等の不測の事態が生じた場合にあっては、手続規程第1の1の(2)に基づき手続規程の別添様式1に収入印紙を貼付し、他の申請書類とともに加工流通課に提出する。

なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで委任元の事業者との紐づけの登録をしていない者にあっては委任状を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、同システムで当該紐づけの登録が完了している者にあっては農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに提出した委任状の写しを、加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。

- (3) EU等に加工水産製品を輸出しようとする場合

輸出者は、積送品ごとに、別紙7及び別紙9並びに(4)のイの①から④までに掲げる発行申請に要する添付書類を添付した上で、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行うものとする。また、複数段階の加工を行った加工水産製品を輸出しようとする場合には、別紙8及び別紙9並びに(4)のイの①から⑤までに掲げる発行申請に要する添付書類を添付した上で、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行うものとする。なお、証明書の発行手数料については、原則として同システムにより納付するものとする。ただし、同システムによる手数料納付が行えない等の不測の事態が生じた場合にあっては、手続規程第1の1の(2)に基づき手続規程の別添様式1に収入印紙を貼付し、他の申請書類とともに加工流通課に提出する。

なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで委任元の事業者との紐づけの登録をしていない者にあっては委任状を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、同システムで当該紐づけの登録が完了している者にあっては農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに提出した委任状の写しを、加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。

(4) 証明書の発行申請に要する申請書類

輸出者は、申請に際しては7に従い、以下の書類を添付して証明書発行機関に対して証明書の発行を申請するものとする

ア 漁獲証明書の場合

- ① 漁業許可証、漁業免許証又は免許漁業原簿の写し
- ② 都道府県の所管漁業に係る水産製品にあっては、別紙6の都道府県の所管漁業の確認報告書
- ③ 船舶検査証書及び漁船原簿の写し（船舶検査証書の写しについては、我が国沿岸12海里以内で操業する国内総トン数20トン未満の船舶に係るものを除く。）
- ④ EU等向け輸出製品のインボイス（INVOICE）の写し（提出予定のものでも可。ただし、審査終了後に訂正等があった場合は訂正したものを水産庁に再提出すること。）
- ⑤ 漁獲証明書に記載された水産製品の売買関係書類（売人・買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できる書類とし、漁業者から輸出者までの間の全ての売買関係書類とする。）の写し
- ⑥ 申請の対象となる水産製品の原料種に関して国外陸揚げ又は転載が行われている場合にあっては、地域漁業管理機関が定める様式で作成したTranshipment Declarationの写し
- ⑦ その他水産庁の担当官が漁獲証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類（加工に係る説明書類又は申請内容を補足するための理由書等（必要に応じて和文及び英文で作成すること。））

イ 加工証明書の場合

- ① 旗国が発給した漁獲証明書の写し
- ② 旗国の漁獲証明書に記載された水産製品の売買関係書類（売人・買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できる書類とし、旗国の原料輸出者から日本の加工水産製品輸出者までの間の全ての売買関係書類とする。）の写し
- ③ EU等向け輸出製品のインボイス（INVOICE）の写し（提出予定のものでも可。ただし、審査終了後に訂正があった場合は訂正したものを水産庁に再提出すること。）
- ④ その他水産庁の担当官が加工証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類（加工に係る説明文書又は申請内容を補足するための理由書等（必要に応じて和文及び英文で作成すること。））
- ⑤ 申請の対象となる加工水産製品に関して、商流の中で既に加工証明書が発給されている場合にあっては、当該加工証明書の写し

(5) 申請の期限

輸出者は、証明書の交付を希望する日の原則5開序日前までに、7(1)に示したメールアドレスに申請を行う旨を連絡すること。

(6) 証明書の発行要件

申請を受理した証明書発行機関は、遅滞なく、以下の要件全てに適合することを審査し、適合する場合において証明書を発行する。なお、申請内容の確認等に当たり、輸出者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。

ア 漁獲証明書及び簡易漁獲証明書の場合

- ① 申請の対象となる漁船が、漁船法（昭和25年法律第178号）に基づき登録されていること。
- ② 申請の対象となる漁船の使用者が、漁業の許可を受けている又は漁業の免許に基づいている若しくは漁業を営む権利を有している等、適法に漁業を営んでいること。
- ③ 申請の対象となる水産製品が、漁業に関する法令に基づき適法に採捕されたもの又はこれを加工したものであること。
- ④ 申請の対象となる漁船及び関連業者が、EUのIUU漁業規則によって公表されたIUU漁業船舶リストその他のIUU漁業に係るリストに掲載されていないこと。
- ⑤ 原則的に、申請の対象となる漁船が、EU向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき認定された冷凍船又は生産漁船であり、認定後に漁獲された原料種が使用されていること。

⑥ 原則的に、申請の対象となる水産製品が加工されている場合には、当該加工がEU向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき認定された加工施設（加工船を含む。）で行われていること。

⑦ 申請書の記載内容が適正であること。

イ 加工証明書の場合

① 申請の対象となる加工水産製品の原料種について、適正に採捕されたものであることを証明する旗国の当局が発行した漁獲証明書が添付されていること。

② 申請に関連する業者が、EUのIUU漁業規則によって公表されたIUU漁業船舶リストその他のIUU漁業に係るリストに掲載されていないこと。

③ 原則的に、申請の対象となる加工施設（加工船を含む。）が、EU向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき認定された施設であること。

④ 申請者の記載内容が適正であること。

（7）証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合には、輸出者は、一元的な輸出証明書発給システムにより当該証明書の破棄の申請をすること。

ただし、一元的な輸出証明書発給システム以外の方法で申請した場合においては、当該証明書を返却するとともに別紙10により、取消願を当該証明書の証明書発行機関に速やかに提出すること。

（8）証明書発行の停止

証明書発行機関は、申請に不備が認められたときには、速やかに申請者に対して相当の期間を定めて申請内容等の補正を求めなければならず、次のいずれかの場合に該当するときは、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。また、証明書の発行の停止を行った場合には、その旨をEU等に通報するものとする。特に、当該処分が悪質な虚偽報告に基づくものであるときには、関連業者名（輸出入業者、漁業者、加工業者等）についてもEU等に通報する場合があるものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該

申請者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

（9）証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、証明書発行件数等について、加工流通課あてに報告を行う。

7 受付時間等

（1）加工流通課に書面により申請するときは、以下の住所の窓口において行うものとし、その受付日及び時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までとする。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日）を除くものとする。

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室

輸出担当住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内線 6811）

03-6744-1867（直通）

加工流通課に電子メールにより申請するときは、以下のメールアドレスに書類を提出するものとする。

メールアドレス：CatchCertForEU@maff.go.jp

（2）郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、受取人の名前、住所等必要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に証明書発行機関まで送付すること。

附 則（令和7年4月1日付け6水漁第1925号）

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知は、平成22年1月1日以降に漁船を利用して採捕した水産物を原料とする水産製品（原魚を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用する。ただし、平成21年12月1日から同月31日までの間に漁獲された水産物を原料とする水産製品に関して、漁獲証明書等の発給を受けることをさまたげない。

3 この通知に基づく漁獲証明書等の発給の申請は、平成 22 年 1 月 4 日から受け付けるものとする。ただし、(1) のただし書による発給申請は、平成 21 年 12 月 10 日から受け付けるものとする。

4 この通知は、EU の IUU 漁業規則の実施状況及び運用状況を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、令和 8 年 1 月 9 日から施行する。